

65歳以上の方に 令和4年度介護保険料決定通知書を送付します。

市町村民税や世帯の状況などによって決定した令和4年度の介護保険料の決定通知書を7月下旬に送付します。

特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。皆様から納付された保険料で運営される介護保険制度についてご理解とご協力をお願いします。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなった場合は、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。(新型コロナウイルス感染症の影響も含む。)

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線215)
福岡県介護保険広域連合(総務課収納管理係) TEL 092-981-9071



7月は国民年金の保険料免除及び納付猶予期間の更新月です！

国民年金の保険料免除及び納付猶予期間は毎年6月までとなっていますので継続利用を希望する方は必ず申請をしてください。



電子申請の対象となる手続き

- ・国民年金被保険者関係届書(申出書)
※資格取得届・種別変更の手続きに限る
- ・国民年金保険料免除、納付猶予申請書
- ・国民年金保険料学生納付特例申請書

更新手続をせずに未納のままの状態では障がいを負ったり、死亡といった不慮の事態が発生したりすると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けとることができない場合がありますのでご注意ください。

また、令和4年5月からマイナンバーカードを利用した電子申請ができるようになりました。マイナポータルの利用登録が必要となりますが、スマートフォンやパソコンで申請書などを作成することができますため、紙の申請書より簡単に作成することができますのでご利用ください。

●問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線147)

はかりの定期検査のお知らせ

計量法に基づき、はかりの定期検査を実施します。はかりを取引・証明に使用している方は、必ず受検してください。検査の対象は商店や事業所で取引や証明用に使用している「はかり・分銅・おもり」です。

日 程	場 所	時 間
7月26日(火)	道の駅しんよしとみ	10:00~12:00 13:00~15:00
7月27日(水)	大平支所	
7月28日(木)	(たいへいの里)	

●問い合わせ先 企画開発課 開発交流係 TEL 72-3112(内線127)

■検査手数料/非自動はかり

- ①検出部が電気式または光電式のもの
 - ・ひょう量が100kg以下のもの …1,400円
 - ・ひょう量が250kg以下のもの …1,800円
 - ・ひょう量が500kg以下のもの …2,200円
 - ②棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛があるもの …250円
 - ③上記以外のもの
 - ・ひょう量が100kg以下のもの ……500円
 - ・ひょう量が250kg以下のもの ……900円
 - ・ひょう量が500kg以下のもの …1,500円
 - ④分銅または定量おもりもしくは
定量増おもり ……………10円
- ※最小の目量または感量がひょう量の1/10,000未満のものにあっては、2倍の金額となります。

二セ電話詐欺にご注意ください！

自治体職員、金融機関など身分を偽った人から電話で「還付金」があるなどと言われ、ATMに誘い出される還付金詐欺が増加しています。ATMでお金が戻ってくることはありません。電話でお金はすべて詐欺です。すぐに信頼できる人や警察に相談しましょう。

●問い合わせ先 豊前警察署 生活安全課 防犯係 TEL 0979-82-0110



新型コロナワクチン追加接種(4回目)のお知らせ

国は、高い重症化予防効果が得られるとして、以下の方を対象に4回目接種を決定しました。

町では国の方針に基づき、4回目接種を計画しています。実施に関する具体的な内容が決まりましたら、随時接種対象者へお知らせします。

接 種 対 象 者 3回目接種完了から5か月以上経過した方で

- ①60歳以上の方(接種時期に合わせて接種券が届きます。)
- ②18歳以上59歳以下で次のいずれかに該当する方(申請が必要です。)
基礎疾患を有する方
その他重症化リスクが高いと医師が認める方

※本人確認書類、接種済証をお持ちの上、子ども未来課までお越しください。

※3回目接種日から5か月後の同日から接種可能です。

※5か月後に同日がない場合は、その翌月の1日から接種できます。

接 種 回 数 1回

ワクチンの種類 1～3回目に使用したワクチンに関わらず、mRNAワクチン(ファイザー社製ワクチンまたはモデルナ社製ワクチン)を接種

接種スケジュール 4回目を接種するためには、新型コロナワクチン接種券が必要です。

接種券は、新型コロナワクチン3回目を接種した日程に応じて対象者へ発送します。概ね3回目接種した月から、5か月後に順次発送する予定です。接種日程は、接種券発送の際にお知らせします。

接種券について 重要なお知らせ

次の方については、4回目接種のための接種券発行の申請が必要となります。
子ども未来課まで申請の手続きにお越しください。

【対象者】

- ・接種対象者②(18歳以上59歳以下の方で基礎疾患を有する方等)
- ・3回目接種完了後に上毛町に転入した60歳以上の方
- ・60歳以上の方、もしくは4回目接種券発行申請書を提出した方で、3回目接種後5か月を過ぎても接種券が届かない方

【申請に必要な書類】

- いずれかの書類の写しが必要です。
- ・新型コロナワクチン接種済証
- ・接種記録書
- ・接種証明書(ワクチンパスポート)
※アプリによる提示でも可

基礎疾患を有する方

1.以下の病気や状態の方で、通院/入院している方

- ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病(高血圧を含む。) ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- ・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等) ・染色体異常
- ・重症心身障がい(重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態) ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障がい者保健福祉手帳を所持している(※)、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障がい(療育手帳を所持している(※)場合)
- (※)重い精神障がいや有する者として精神障がい者保健福祉手帳を所持している方、及び知的障がいや有する者として療育手帳を所持している方については、通院または入院をしていない場合も、基礎疾患を有する者に該当する。

2.基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

一度もワクチンを接種していない方、3回目の接種がまだの方で接種を希望される方は早めに子ども未来課までご相談ください。

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線223)